

!!!ご提出前に再度お手元に無いかどうか、最終のご確認をお願い致します!!!

資格喪失時に保険証を返却できない場合は、手数料（1枚あたり500円）振込後、速やかに「回収不能届」に振込控のコピーを添付の上、提出してください。ただし、以下の場合、手数料は免除されます。

【手数料が免除される場合】

- ①盗難（警察署に被害届を提出した場合）：「回収不能届」の被害届提出内容記入欄を記入
※警察への届出が「遺失届」の場合は、手数料が発生します
- ②災害（罹災証明書が発行されている場合）：「罹災証明書」のコピーを添付し提出
- ③対象者死亡の場合

◇再交付手数料：500円（1枚あたり）
※振込手数料は各自ご負担ください。
◇振込先銀行：三菱UFJ銀行（0005） 中之島支店（092）
（普通）35821
カネカ健康保険組合
◇被保険者氏名でお振り込みください。
※再交付手数料振込後は、いかなる理由の場合も返金いたしません。

健康保険被保険者証 回収不能届

被保険者	保険証記号	1000	番号	123456	事業所名	株式会社カネカ	
	氏名	保健 太郎			所属	高砂工業所 Oグループ▲チーム	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	5年5月5日		資格取得年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	27年4月1日
	住所	〒530-8288 大阪府大阪市北区中之島●-▲-■					
	電話番号	080-●●●●-△△△△					
回収不能対象者	氏名	保健 太郎			続柄	本人	
	氏名	保健 花子			続柄	妻	
	氏名				続柄		
回収不能の理由	理由を詳細に記入してください。なお、手数料が1枚につき500円必要です。 ※盗難による被害届を警察署に届け出た場合、災害（罹災証明書のコピー添付）等の場合、手数料は不要です						
	誤って破棄してしまったため						
	盗難による「被害届」を警察署に届出た場合はご記入頂くことにより手数料が免除されます						
	振込控のコピーを添付してください						
盗難による被害届を警察署に届け出た場合は、ご記入ください。					手数料		
警察署名				電話番号		※盗難・災害・対象者死亡除く	
受付日				受理番号		4月3日振込済	
資格喪失時に健康保険証を返却できないため、下記について誓約します。							
1. 資格喪失後に受診の際は、医療機関等が貴組合に誤って請求を行わないように被保険者及び被扶養者が貴組合の資格を喪失していることを必ず連絡の上、受診します。							
2. 貴組合に対して、医療機関等より資格喪失後の医療費の請求が行われた場合は、健康保険組合の請求に基づき速やかに医療費の返還に応じます。							
3. 滅失した健康保険証が発見された場合は、必ず貴組合に返却します。							
4. 健康保険証の滅失に伴い、貴組合に損害を与えた場合は、その責任を負うことを約束します。							
誓約事項を確認の上、上記のとおり申請します。							
令和 4年4月5日				被保険者氏名 保健 太郎			
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。（マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。）				マイナンバー記載の場合は、別途確認書類のご提出が必要になりますので、ご注意ください			
備考欄							